

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

| 物品役務等の名称及び数量                     | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                 | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)          | 予定価格      | 契約金額      | 落札率   | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|----------------------------------|--|------------|---------------------------------|--|-----------|-----------|-------|----------|---------|---------------|---------|----|
|                                  |  |            |                                 |  |           |           |       |          | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 宮崎労働局新組織発足に伴う事務室移転に係る物品等運搬業務委託契約 | 宮崎労働局 支出負担行為担当官 大坪 史東<br>宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号5階 | 平成28年3月11日 | 日本通運株式会社宮崎支店<br>宮崎県高千穂通2丁目6番18号 | 仕様を履行しうる業者が1者しかなかったことによる緊急随意契約。会計法第29条の3第4項。 | 1,986,692 | 1,809,000 | 91.1% | 0        |         |               |         |    |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。